

中近世(文禄3年以前)における淀 (巨椋池を含む)周辺の交通路

林 正 次 郎

はじめに

「実隆公記」の文明18年(1486)の日記中に「淀漁市の札狩」¹⁾のことが目につく。中でも「西園寺よりの申状」, また「西園寺横訴已出現云々」と, 三条西家と西園寺家がそれぞれ, 淀関, 木幡関で発行した関銭徴収の証(札)について争論が生じた。この札狩については宇治市史に詳しいので, 今それについては省く。が, 明応8年(1499), 「魚市事落居之儀」²⁾「自愛」とするまで13年, その後なお, 札狩に関わる関銭配分率3分1のこと, その他を含めて, 享禄期まで争論がつづく。

これは, 両家の関銭徴収とその配分に関する問題としての解釈よりも, それ以外に問題があったのではないか, それは後述する如く, 中世荘園制の崩壊過程の中で, 近世的志向の極めて高い新儀商人の活動が活発となり, かれらは座商人と異なり身軽に, もろもろの間道を利用して奔放自在に利を求めて行動し始めていた。彼らは表街道を行けば高額の関銭を徴収されるばかりか, 自分たちの自主・自立を犯されかねない。それには道は唯一つ, 古来, 利用されてきた巨椋池を間道として利用するに如かずと考えたであろう。時恰かも, 正長の土一揆を始めとして, 中世荘園制の根幹は動揺し, 庶民の力が抬頭しつつあった。かかる中で, 湖南の一口, 湖北の三栖, 伏見は交通上の要衝として脚光を浴び, 商人たちは, 頻繁にこれらを京上り道として利用したと思われる。

私は, この小論で, 文禄3年(1594)以前の淀(巨椋池を含む)周辺の徹視的な問題, 交通路と併せて当時の一口津と伏見津の機能状況を考察しようと思う。

I 中世経済の発展と中世荘園制の変質

鎌倉中期以降, 農業技術の進歩は著しく, 余剰生産物も次第に増加し, その商品化が進み, 農民の中でも百姓と称される人々は, 年貢・公事さえ納めれば「去留」³⁾の自由を有するに至った。古島敏男教授はこの間の事情を次のように記されている。⁴⁾

「地頭の領主としての地位は, ……増大する農業生産力を直接収めて行く事によって, ……先づ, 領主の年貢収入を増大せしめ, 領主の生活余剰は商品として, 商人の手に売り出され, 異なった生産事情にある庄園の生産物と交換されるに至る。……かかる余剰は, ついに宋明との対外貿易をも生み, 宋銭, 明銭の渡来の因をなした。国内における流通量の増大は, 此等の宋明銭を流通手段とされ, ……かかる生産力の余剰は, 直接領主の手中に帰するだけではなく, ……本来の百姓である名主が, 此の時代に入ると, 程なく名主とは地主の事なりとして, 現実耕作者たる百姓として, 作人, 下作人等を生むに至り, 「かかる地主層は, ……手中に蓄積すると, ……同じ生産力の余剰分が集まり, 之が庄園内で商品化され」るに至った事情を説かれている。その要因は後にふれるが, 他方, 承久3年(1221)には代銭納が始まり, 14世紀に入ると全国各地から中央に搬出される貢租は, それぞれ在地の市(市庭)で貨幣に交換され, 銭貨が京都に送られる。いわば, 中央と在地領主とを結ぶ貨幣経済にとって代る。

したがって, 京都では, 必要な諸物資を求めて「京下りの商人」が活躍することになる。これを機として, 地方にそれぞれの特産物も生れ, 「往来出入之貴賤」⁵⁾がさかんに京都と地方との

間を往来する。かくて、14世紀初頭には、「婆沙羅」の風が流行し、足利幕府は建武式目でこれを厳しく戒めている。これは当時、京都において銭さえ出せば「異国本朝ノ重宝ヲ集メ⁷⁾」ることが可能となり、公家・武家を問わず一般の庶民（上層）も、日常生活において互いにその贅を競い合ったことを示す。その反面、中世荘園制の行詰りが顕著となり、後醍醐天皇は建武新政に当って、「朕の新儀ハ未来ノ先例タリ⁸⁾」とて、諸政改革に意を用いられたが、それも間もなく瓦解し、その後南北朝期を通じて体制内の矛盾が一層深まった。庭訓往来は、「此問者。依連々物惣。互忘密々雑談。誠不慮之至也。…謀叛反逆之凶徒。廻籌策。引率盜賊狼藉之悪党。令蜂起于国々。」と、当世の不穏を嘆じている。その「謀叛反逆之凶徒」⁹⁾、悪党について、「日本民衆の歴史」の著者は、「鎌倉幕府存立の根幹であり、基盤である御家人層まで悪党化」し、「悪党は御家人所領内で発生するだけでなく、荘園内においても発生し、年貢米を押領し、在家を焼払い、各地で荘園の支配体制を動揺させ」、「悪党は鎌倉・南北朝期の社会の矛盾の集中的表現であった」と語っている。土地の領有と支配の荘園制の根幹は、貨幣の流通と余剰生産物の商品化過程を通じて、体制内の矛盾が露呈したわけである。

当時、京都近郊の荘園はもちろん、地方の各荘園においても、程度の差はあれ、農業技術の進歩は一段と進み、古島教授はその要因にふれて、牛耕、馬の利用、施肥の一般化、鉄製農具の普及と深耕、施肥——、特定の地域では人糞尿の使用、灌漑に筒車の使用等を上げられており、また宝月教授は、「地割水田と用水路¹¹⁾」の計画的施設と配分を報告されている。しかし、生産性の向上と云っても、実収高はなお明らかではない。が、「二毛作は広く行われ、…所によっては三毛作¹²⁾」も行われ、余剰生産物の商品化だけでなく、さらに商品作物の栽培と、それを原料とする農村の手工業生産も徐々に行われ、それにつれて、銭貨の流通は広く農村にまで浸透し、15世紀以降、代銭納が広く行われるに至

った。

かくて15世紀には、前期と同じく悪党と称されながら、質的に大きく変り、尺素往来に云う「及違乱……遂三問三答の訴陳」「及越訴庭中」ほか、「一天下の土民蜂起す。徳政と号して、酒屋、土倉、寺院などを破却せしめ、雑物を恣にこれを取り、借書などごとごとくこれを破る¹⁵⁾」に至る。これらの叛乱騒擾は、これらの悪党が、「荘域を超えて結びつき、連合して武力蜂起」し、「貸借関係の破棄を求めて」徳政を要求し、「みづからの実力を背景に、武力をもって、…実力で破棄しようとした」。ここに、大乗院門跡の尋尊が「近来之悪党ハ下司披官人令沙汰条露頭、仍下司悉以被闕所了」と記す通り、体制側の披官人、殿原層や代官層が在地頭主化し、有力農民層と結託して、体制反対の行動を起したわけで、中世荘園制もその形骸は保たれているとは云え、実態は壊滅に瀕していたと云えよう。その象徴的事件が山城国一揆、すなわち国持ち体制である。

かかる風潮の中で、先の代銭納は普及し、貢租の銭納額は明応期（1492～1501）を頂点に増加、その後減少し永正期（1504～1521）には、定納額の1割に満たなくなったという。一方、正長・寛喜の徳政一揆や応仁・文明の大乱の余波をうけて、半済一揆、中分など、さらに領民（町人や農民）の貢租（年貢・公事・公用など）の遅延・未進（未納）²¹⁾が起り、西三条家の実隆公は、その公記の中で、「言語道断也」とか、「不可説也」と不興をぶつけている。殊に、大永期（1521～1528）に入ると、「差下人於御牧」して公事・公用・用脚の取立てを行わしめるが、それでもなお、「又空手帰了²²⁾」るばかりか、時によっては、当の人物が「称他行空手帰了」ことが多くなる。かくて、大永7年（1527）、実隆公は手持ちの黄金「東金一両沽却²³⁾」し、日用の経費に充てている。このように領主経済は圧迫され、はじめに述べた札符問題を一層こじれさせることになったと思われる。もともと、淀の札符問題というのは、淀関における「塩および塩合物に対する課税権は西園寺家が有し、

それを淀魚ノ市に委ねて徴収させていた²⁴⁾ものであるが、淀川を溯るそれらが、必ずしも淀関を通過して洛中に入るとは限らない。それを、東寺近辺と木幡の札狩役所で、通過証(札)を所持しない者に追徴税を課すというものである。そもそも、塩および塩合物の淀魚市における独占的課税権を有することによって、西園寺家は税収が確保されたものであるが、文明期以降商人たちは、淀魚市の独占的課税をさけて、宇治木幡道へ廻る者が続出し、そのため、東寺近辺と木幡に札狩役所が設けられたものである。このことは、淀魚市における課税独占権が崩れ始めたことを意味するとともに、領主経済の圧迫、さらに新儀商人の行動が新しい論理と秩序を求め始めたものと見られる。

京七口に新関が開設されたのは文明10年(1478)、それ以後各地にいろいろの名目で関所が設けられ、文明17年(1485)山城路(大和街道)だけでも5関、ほかに木津渡、狛橋、宇治橋を入れて8ヶ所の関および関渡料が徴収され、雑事記は「希代の不思議事也。京都近所、如此任雅意、以外事也²⁵⁾」と記している。関料は人別5文といわれながら、関によっては20文のものもあり、旅人や商人などは相当の出費を覚悟しなければならなかった。したがって、文明12年(1480)、「号七口関事土民蜂起歎²⁶⁾」と報じている。つづいて、「此関事も号為内裏御修理被立之、莫大之公用雖被納之、於修理有名無実也。一向御台之御物ニ被成之、上下甲乙人迷惑珍事関也」と、新関開設を批判し、さらに幕府の失政に失意をこめた揶揄を投げている。

この間、南北朝期から室町中期にかけて、「甲乙人²⁷⁾」(一般の庶民)も「富有²⁸⁾」者となり、「京中有徳者(仁)」が各地に輩出する。これは、全国に商品経済が行き回り、荘園制度を維持しながら、貨幣経済がほぼ確立され、荘園制度の根幹である土地の領有権は形骸化しつつあったことを意味する。したがって、領主経済の圧迫・行き詰りが深刻化しなければならなかった。にもかかわらず、室町中期以降になると、文化・文芸の面において、特に美術工芸において、

「倭畫²⁹⁾」(和風)の独自の展開が見られ、それらは「不可劣於唐人」の境域にまで達し、室町文化の花が開き、公武を問わず、地下の庶民に至るまで、連歌・喫茶の風流が嗜しまれ、応永期(1394~1428)には一服一銭の茶屋まで現われ、また、飲酒の風が庶民の中に浸透し、小売酒屋まで出現したという。

他方、荘園経済を支えてきた本座商人に対し、新座商人が登場し、既に康永2年(1443)の綿座争論をきっかけとして、荘園領主はむしろ新座商人を保護し、特権を与えて公事その他の収入の確保をはかった。が、特に15世紀後半以降、領主は経済窮迫の中で、新儀商人に頼ってその活路を求めた。大乗院門跡支配の管笠座は「毎年六百文年貢³¹⁾」を支払って奈良市中の独占的販売権を与えられただけでなく、「惣而此笠座ハ、方々へ罷入者也、於所々公事出之云々、奈良・京・山城・天王寺・堺等云々」とて、畿内に広く独占権をえていたのである。が、「此笠売ハ河州者也³²⁾」、すなわち河内の農村(里)商人で、彼らは京・山城にも歩を進めたが、明応6年(1497)、一乗院より管笠売りについて苦情の申入れ³³⁾があつて、両門跡の成敗がつかなかったが、一乗院よりの返信があり、「自一乗院殿万歳方御下知処、代官以書状申上分、当国横大路より南分ハ田舎座売之由云々、此条不審事也」と云う。この返信の趣旨は、一条院殿から関係者へ意を伝えたが十分承知されないので、代官が当の笠売の範囲(山城での商圈)は、当国(山城国)の横大路以南ならば、当方としては諒承しますと云うことであろう。したがって、尋尊は「此条不審事也」合点できないと云うのである。

この管笠争論は、根底に両門跡の利権、別言すれば、年貢(公事)収入の問題が潜んでいるが、それ以上に、同じ利権に絡む新旧の社会的・経済的思想の違いが見られるのではないかと思う。恐らく、一乗院の考え方は、座商人との伝統的な関係と、新儀商人との間に交わした近世的・楽市的商関係(習慣)との相剋に苦慮している面がある。これに対して大乗院側の考え方

は、旧い座商人との人間的関係は既に清算し、新儀商人（農村商人）との間に経済的利権の問題として、営業権の許可と公事収入の確保と云う、楽市的、経済的利権の問題として捉えていたのではないかと思う。室町時代、特に後半期以降は、「³⁴⁾拜金思想」は時代思潮の特色と見られ、上は遣明船による10~20倍の利潤を求めて賭を行い、下は京下りの商いに狂奔し、³⁵⁾錢貨の不足を私錢でもって補い、「それが堂々と流通し、……貨幣の役割を果した」³⁶⁾。かかる中で、日本の諸国物産は急速に発展し、尺素往来によれば「³⁷⁾茅芽既=萌シ、……宇治者当代近来之御賞玩、……不劣於建溪趙州之風」、また「焙燼、……名香之品々者……」は、「³⁸⁾胡蘆・天目・饒州……」あるいは「³⁹⁾縦雖兜楼婆、畢力伽、及海岸之銖、淮仙之百和、不可勝於此候」と述べるように、日本の各地の名産ならびに工匠を上げている。今や、⁴⁰⁾庭訓往来以後100年の間に、日本の手工業生産物は、量的にも質的にも格段の発展が見られ、⁴¹⁾芸才七座の工匠・番匠による地方荘園都市に特産物が生れた。この傾向は、近世初期にかけて一層拍車をかけ、⁴²⁾俳人松江維舟重頼著「毛吹草」に見る「⁴³⁾諸国古今名物」に結集される。すなわち、中世末期には、一方に新儀商人、他方に各地の工匠や農村工業の担い手、農民出身の工人たちによる手工業生産の進展が見られ、それらが近世的な問屋制、または家内制手工業生産の源初的な組織体制をも生み出してきていたのではないかと思われる。当時、乙木座という⁴⁴⁾簾編座衆のことが雑事記に記されている。それが「⁴⁵⁾近来売手座」と号してさかんに活動を始めた。今や「本座、新座、孫座」という旧態を脱して、「⁴⁶⁾売手座」という「問屋」制資本への脱皮、換言すれば問屋制生産の体制（⁴⁷⁾売手座が簾編座を統一的に支配）へ形態的な変質を見せはじめ、「⁴⁸⁾仍門跡方公事一向如無」⁴⁹⁾、旧来の本座年貢（公事）を支払わなくなった。すなわち明応期前後以後、中世的諸慣習は、近世的商慣習へ移行しはじめたと云ってよい。

朝尾直弘教授が毛吹草の諸国名産の分析において指摘されているように、「⁵⁰⁾荘園領主の居住

する京都と奈良には、遠隔地からの原料に頼る領主のための手工業生産が集中し、それが周辺農村で漸くにして農業から分離した手工業を貪欲に吸収し、必然的にこれらの都市のマンモス化をもたらし⁴⁴⁾ていた」のであるが、いまだ「手工業集団が都市を形成する可能性はほとんどなく、……都市では、雑貨・所帯道具の生産が奇形的に発達」していたにすぎず、新しく「大坂一河内一大和」を結ぶ生産と流通の系列が登場し、「その近辺の農村と農民経営を分業の欠くことのできない一環」として組みこみ、近世的商品市場生産の開始を説かれている。もちろん、それは未成熟であり、それへの過程にあったことは論を俟たない。がその徴候は、既に前述の乙木座に見られる問屋制生産の源初的形態と見てよいのではないか。その初歩的形態としては、⁴⁵⁾明応6年（1497）の管笠争論における「⁴⁶⁾田舎座売」の公認にその端を發し、河内出身の農村商人が奈良・大坂・京都を舞台に活躍し、農村における農工商の分離・分業化の進展の成果と見られる。かかる動向は、中世末、奈良綾、奈良鍛冶、奈良塩などにおいても、市中の本座商人に対して新儀商人の勢力が、⁴⁷⁾ほぼこの時期に確立されたであろうと思われる。

当時の経済指標の一例として奈良綾を上げよう。雑事記文明19年（1487）⁴⁸⁾の条に、唐糸との比較の記事がある。要約すると、唐糸5文目、60文、奈良糸5文目、62文半である。当時なお唐物依存の状態にありながら、唐物に刺戟されて倭風が勃興し、奈良綾も唐糸に対して僅か2文半差にまで漕ぎつける生産性をもつに至った。その生産組織や工程などは明らかではないが、⁴⁹⁾文明15年記の永享5年（1433）渡唐船の利は、10~20倍に達したというが、明応5年（1496）⁵⁰⁾記渡唐船では、3・4倍の程度と記される。この事実は、当時（明応期）日本の綾生産の生産性向上が著しく、渡唐船も今やそれほど有利な貿易ではなくなったことを示す。

当時、中世末から近世初頭にかけて、小論「⁵¹⁾淀町人考」で論究したように、淀の中嶋（河原）に町人町が形成されはじめ、古い伝統や権

威・権力に捉われることなく、市（市庭）の自由と自治を、徐々に自覚的なものとして新しい流通の方法や手段を開拓しつつあった。山城淀下津町記録（以下淀下津町記録）によれば、既に寛元年間（1243～1247）に淀小橋が架せられ、町人町が形成されはじめたと見なされる。中世町人のかかる行動原理は、網野善彦教授が提示される「無縁・無主の原理」に基づいて自治的な連帯の組織をつくると同時に、その連帯の力を通して封建権力をしのぐ力と地位を、「自覚的な思想」によって、獲得したと思われる。かくて、当時の新儀商人は、官の支配の弱い間道に自ら歩を進め、時には「山立」の危険に曝されながら、商いに徹し、転機を待っていたと云えよう。

II 淀周辺の交通路

中世期の西国、奈良への下向道は、一般に陸路は西国道と大和街道が官道（本道）とされ、水路を利用される場合、鳥羽の作道が多くその順路とされた。西国道を取る場合、佐比橋を渡って久我曝から西国道をとる例もあり、上洛の場合はこの逆を進む例が数々見られる。また奈良への道も、中古以降、淀経由の奈良道も次第に利用の頻度が高くなる。

中世初期には、鳥羽・樋瓜橋・淀（大渡）が例とされたようだが、同じ時期においても、鳥羽（鳥羽殿）より南行する淀道（鳥羽の作道と広く解釈）をとる事もあった。この南行の淀道は巨椋池湖北の低湿地にあったが故、「比至淀渡、……泥土之間人馬共疲」れる難路であった。果して、この淀道（京道）は、どこをどう走っていたのか、今日知る由もない。県神社旧地図にはそれらしき道が記されている。吉田氏は、三栖神社の東南の辻から、東西、南北と西南に走る五叉路が下三栖村図に描かれていたことを報告されている。このうち、東西路が近世以降の八丁曝に準ずる道であり、南北路が三栖津に通ずる大和街道、西南へ伸びるのが淀・伏見道であったろう。

目を転じて淀以遠では、河内道・高野道が既

にあり、先にもふれた淀経由の奈良道が、西部丘陵山麓を走る古道（山陰道）のほか、平安遷都後、淀・美津里、那羅、岩田・天神の森を経て波々曾乃、奈良坂を越える道が、巨椋池沿岸の開拓が進む中で開かれた。が、この奈良道（俗に淀道）も那羅、有智・天神の森のコースを取ることも多く、古老は有智郷コースを古道の如く述べる。県神社旧地図も、この道筋を図示している。

一方、中世も末期に近づくと、京上り道（大和街道）は「山城道難儀之間」「木津上船、伏見上陸」「淀マデ船」等々、水路の利用が頻繁となり、淀津や鳥羽津はさることながら、伏見津上船、上陸の回数が目立って多くなる。また「伏見上船、小倉上陸」の例もあり、異例と思われるものに、明応5年（1496）、「山城道不弁也。市夕ニ廻テ罷上」というこれも恐らく伏見津経由の上洛であろう。さらに注目されるのは、下津屋経由の例である。寛正3年（1462）、「予当年三十三役也。自木津至下津屋船也」、また文明19年（1487）、「自木津至下津屋船也。……其用ハ京上或至兵庫津了衆也。於八幡日中、自橋本渡付山崎、夜船也。広瀬乗船也。」と、下津屋は石清水八幡宮参詣や、上洛、兵庫津（湯山への湯治も含む）などの中継点として利用されている。上洛のさい、寛正4年（1463）「禅公道上洛、自木津至伏見船召之」とあるように、伏見津へ直行されることもしばしばである。が、下津屋経由上洛は、長祿2年（1458）の如く、「隨心院上洛、自木津船ナリ、……下津屋マデナリ」ならば、下津屋下船後の上洛路はどうであったか問題になる。この後の道程は淀経由もあろうが、後述する一口津、伏見津を結ぶ上洛路が考えられる。なお蛇足であるが、当時下津屋は木津川左岸に所在した可能性が高いのであるが、それは別稿にゆずる。

三条西家の公条公が天文22年（1553）吉野詣をされている。「鳥羽よりみつのみまき」をすぎ、「岩田の小野、天神の森」などを経て奈良へ進まれている。この吉野詣における鳥羽上船後の上陸地点は明記されていないので、確たる

ことは云えないが、上記の下津屋下船と見てよいのではないか。下津屋は木津川筋の中で、上落下向のさい、主要な中継地点として利用されたことは確かである。

伏見津を上下船された場合の京上り道は、古来の大和街道（藤森社以南）にいつ、どのように接続したか。寛正3年（1462）の若宮社参の⁷²⁾記事に、大和街道を進まれた由を述べている。その中で藤森より木津まで板輿で行かれたとある。後の伏見道および竹田道は、京七口が示すように既に開かれ、文明10年（1478）には七口⁷³⁾に「新関」が設けられている。が、これらの道の具体的な道筋は判然としない面もある。南北朝末期には伏見家初代の栄仁親王により、指月庵が創建され、ここを訪う人々がこれらの道を往来したと思われる。この伏見道は、文禄3年（1594）、秀吉の伏見城築城に際して、指月浜の接收、般舟院および御香宮の強制的移転が行われるとともに、伏見城下町の京町通に移された。後、慶長8年（1603）、家康が御香宮を旧地⁷⁴⁾に再建するに伴い、伏見道は今日の本町通に復旧したとされる。この伏見道は古来、皇室の熱い信仰をうけており、また、伏見九ヶ村の総社でもあった御香宮への道筋に当り、さらに伏見家の指月庵への通路でもあった。しかも、この道は桃山丘陵の西麓、標高30～40メートル線に沿って走る。それにひきかえ竹田道は、竹田以南、伏見九ヶ村の1つ久米村を経て船戸村に達する。この船戸道（仮称）は巨椋池湖北の汎濫原を走り、標高15メートル線に沿う低湿地帯の東縁部を走る。この低湿地帯を竹田以南芹川沿いに南下すれば、吉田氏が指摘された大和街道、三栖津に達する。これは後述する一口津を経て「三栖芹川鳥羽等ノ通路」⁷⁶⁾なる、湖南地域よりの京上り道の1つに上げられる。

再び淀に戻って淀を中心に東西交通路を見よう。中古以来、巨椋池を跨いで、淀一六地蔵⁷⁷⁾、淀一岡屋津の交通は宇治市史に詳しい。一方、平家物語や太平記、明德記に淀・宇治を舞台とする軍記があり、承久の乱において北条軍が宇治で攻防を争う間に、宇治田原郷郷ノ口を進発

した北条軍は、栗古山を越え宇治の神明社から一気に、一口、淀を攻略してその日のうちに六波羅に達したという。また山名氏清が將軍足利義満を宇治の別邸に招聘し、將軍拜謁の栄に浴するその前日、淀で氏清が満幸と会談し、その結果使者を立てて「風気ノタメ不参」を義満に伝えたという。これらを見れば、淀一宇治の陸路は、宇治道として開かれていたことが知られる。当地方は中古以来開発が進展するにつれ、東部丘陵および西部丘陵それぞれの古集落の接続点⁸⁰⁾にあって、東西を結ぶ陸路交通は中古に溯りうる。

今日、宇治道として伝えられるものはいく筋もあり、その途中の経過地点によりその呼称のちがいもある。それを上げると、第1は淀より西一口に達する中嶋道、第2は藤和田より東走する天王道、第3は封戸（封殿）より東進する宇治道（沿道に古地名宇治道あり）、第4は木津川右岸堤防より田井、佐古、林、新田、神明を経由する宇治道、第5は下津屋、佐山、大久保を経由する宇治道（沿道に中道地名あり、なお中世以来、八幡・宇治道の呼称の名残か）である。これら宇治道のうち、承久の乱における北条軍の進撃路および明德の乱の淀宇治道は、どれを辿り、また辿ろうとしたものか察し難い。原地形の文禄期の太閤堤築造、さらに昭和の巨椋池の大干拓による変化もあり、単純に決め難い。なお、淀から大和街道に入る近道として、仮製地形図に、木津川右岸堤防道を上津屋から久世の平川を経て街道に入る長池駅道が上げられている。この道は、木津川右岸の奈良道および伊勢参詣道として神童子、伊賀越で利用されたい。

また中世後半期、特に室町期に入ると、既に上述した農村商人の活動が盛となるに伴い、隣接する国との往来が頻繁となり、旧来の本道の外、国境の峠道の利用が多くなる。殊に15世紀後半には雑事記に記される通り、「路次不通」「物忝」「山城道不弁之間」「色々経閑道」上落された記事が多い。中でも文正2年（1467）、⁸¹⁾「山城道難儀之間、伊賀越ニ上落」とあるよう

に、遠く伊賀・近江の国々を経て上洛され、また同じ文正元年（1466）、高山越、尊延寺、八幡越⁸²⁾とあって、これまた奈良道（淀道）をさけて、峠道を辿り八幡越で淀に入り上洛されるという。これら峠道では、時に「山立」が横行し、人々の通行を妨げたが、それにもめげず農村商人や町人たちは、これらの間道や峠道を日常的に利用していたことを伺わせる。今、雑事記に登場する、上洛のさい利用された峠道を上げると、伊賀越、越白越、高山越、和束越、八幡越があり、同じ八幡越も石清水八幡宮を経てゆく表裏参道の利用と見られる場合と、峠越または長尾越にて美豆里へ進んだのではないかと推量される場合もある、さらに、洞ヶ峠ならびに荒坂越にて山城に入ったと見ることもできる。摂津、河内方面より山城に入る間道としての峠道は、上の他普賢寺越、天王越、傍示越もある。彼ら農村商人たちは、これらの間道を利用して上洛することが、利を稼ぐ最良の手段と考えたであろう。すなわち彼らは、幕府や権門の支配を受け易い官道をさけて、峠越で山城に入り、無主・無縁の巨椋池を自己の行動範囲に組み入れ、後述する一口津や伏見津を足場として、積極的に活動の場を開拓しつつあったと考えられる。

III 一口津と伏見津

最後に巨椋池を舞台とする南北交通を考えよう。⁸³⁾淀は中右与等津と呼ばれてより京都・奈良の外港、水陸の要衝として栄えた。中世に入って、東西の淀津とともに、淀関も設けられ、⁸⁴⁾荘園経済の主要な鍵を握る「千軒の在所」⁸⁵⁾であった。が、これらの津や関の跡は今日亡滅し、今は定かでない。文明14年（1483）、「今度大水ニ山城水垂里大略流了」⁸⁶⁾と、これを機に淀津機能は大きく変化し、その中心は東淀に移ったのではないかと思う。文明17年（1485）、「池船修理今日成了、……淀之ナウソノ孫三郎男也」⁸⁷⁾「淀小橋之北ニ住所在之」⁸⁸⁾と。東淀は津市町であるとともに、船番匠の町でもあり、淀川水系の中でも数少い造船・修理にも至便の地であったことを伺わせる。

東淀津は、近世の過書船ならびに淀船の浜と同一視してはならないが、⁸⁹⁾京都市都市計画図「淀」に見る納所薬師堂付近は、船番匠の活動に恰好の地形条件を具備している。唐人雁木、淀船浜、船渠の3つは当時の東淀津を構成した港津景観ではなかったろうか。淀津は、上の他、拙著「淀町人考」⁹⁰⁾でも述べたように、中世末ないし近世初期には淀の中嶋に町人町が形成されはじめ、大坂口（下津町）は淀津の新しい拠点

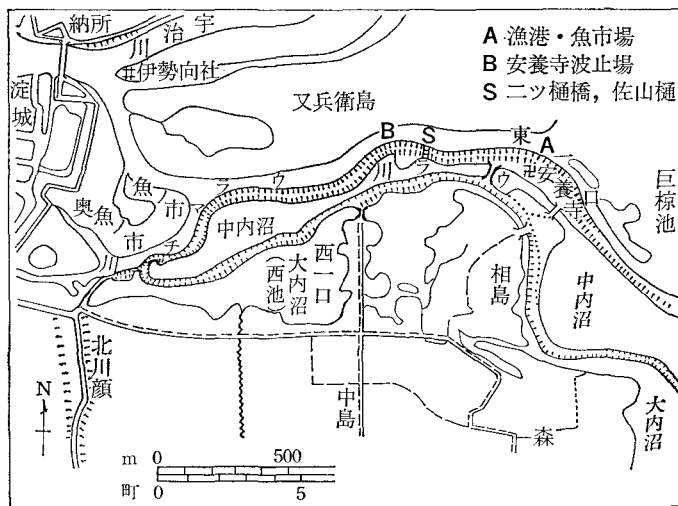


図1 一口津周辺の図

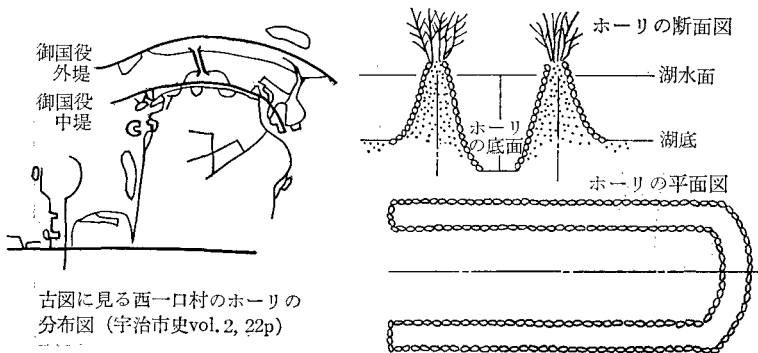
として、東淀津に匹敵しうる津・市機能を持ち始めたと思われる。

これらの淀津を補う、間道の要津が一口津であり、また湖北の伏見津であったと考える。はしがきで見た「淀魚市の札符」争論は、当時勃興してきた新儀商人たちが、淀関や木幡関を避けて、敢えて間道を選び一口から三栖・伏見を経て京都に入り、利を求めて奔放に行動したとしても、それは時の歴史的・地理的条件に十分叶うものと見なしうる

一口津は図1に見る如く、A、B、2つの浜が考えられる。Aが本論で云う一口津、Bが安養寺浜である。一口村は古来漁業を主とする漁村であったので、漁民はそれぞれ家のすぐ下（堤防下）に浜をもち、漁から帰ると村の中央（北岸）の魚市場（現在御牧農協東一口出張所）に荷揚げする。この魚市場の浜が一口の漁業基地・母港であったという。ここAの浜は、弥佗次郎が建久3年（1192）に創建したという安養寺のすぐ前（北）にあって、安養寺浜をも兼ねていたかもしれない。が近世初期、淀魚ノ市が淀城築城のため接収され、淀嶋ノ内3ヶ町（池上町、魚ノ市、下津町）の町人町が街道町として残され、魚ノ市住民35人（漁民）が一口村に移住せしめられた。それ以降、淀石櫃の浜（安養寺渡場）よりBの浜（安養寺浜）へ船が通うようになったという⁹⁴⁾。B浜は淀・一口間の通船として利用され、伏見などへの通船はA浜が利用されたという。安養寺渡船のB浜を、一口村西端にした理由は明らかではないが、安養寺で

は、本尊御開帳（33年目毎）、弥佗次郎大居士法要（50年目毎）を3月または4月のはじめより30日間行われ、「毎回1村挙げて各人それぞれの任役につき、……近郷近在の善男善女参詣数多く、……最後には村中立錫の余地な⁹⁵⁾」いほど賑わうためであろう。

一口村は、京都御役所向大概覚書によれば、正徳4年（1714）、船株18艘を有し、淀、伏見に次いで京七浦の1つとして船株数の多い方に数えられる。これは「過書座二十石船由緒書⁹⁶⁾」に云う「神功皇后」以来の船子としてであろう。すなわち、古来淀に近く、巨椋池および淀川水系の舟運の一端を担っていた証左と云えよう。すなわち、一口村は上記にふれたように漁村としてと同時に津としての機能を併せもち、したがって、一口の周辺には図2に見る、半円形または馬蹄形のホーリが多数あったと云う。これは中世以来、軍船等の風波を防ぐ船溜りと伝える。ホーリの語源は不明であるが、防風、防波のため、船溜りとして利用され、小は数隻、大は7・8艘を収用したという。大閘堤築堤後も、図1上B点のすぐ脇（S印）に、悪水抜の大樋門（大抜樋、二ツ樋橋または佐山樋とよぶ）があり、それを潜り抜けて中内沼のホーリに難をさけて船を繋留した。が、ホーリの大半は中堤内の大内沼の水道および西池に散在し、それに入る水路がなく大池に残る船が多く、淀藩時代に、「為波防キ柳植の竹植申度願⁹⁹⁾」（年不詳）により、大堤（外堤）上に柳を植えて風波を防いできた。その柳は近年まで見られたが、風で



古図に見る西一口村のホーリの分布図（宇治市史vol.2, 22p）

図2 ホーリの分布図

折れ、または、枯れた跡には樺やもみじで補い、防風防波に備えた由、それらも今は見ることはできない。

応仁1年(1467)6月、「宇治、芋洗、淀各橋引之」¹⁰⁰⁾。応仁の大乱発生直前とは云え、世相騒然として「宇治通路事外厳密」なる中での事である。一口と相嶋との間には中内沼の水道¹⁰¹⁾（俗称裏川）に、東橋、西橋の2つが古くより掛けられていたと云う。雑事記に云う橋がこの橋をさすかどうか即断しえないが、一口が巨椋池湖南の島（州）として、南岸地域（美津御牧）に接続していたことを伺わせる。明応3年（1494）12月条にも「大池中嶋松皮葺亭一字、数十間橋二」¹⁰²⁾とあるが、この2橋は地理的情況判断より中嶋村の橋と見ることは困難である。上記の橋を渡って相嶋村を南行すれば、御牧郷の総社玉田神社をすぎて、田井荒見社・下津屋室城社の浜（下津屋の浜）へ出る。この道の沿道、玉田神社西側に古地名、古道が残る。この古道について伝えるものはなく、この一口・下津屋道を裏づける根拠となしがたい。太閤堤（外堤）築堤後は、東一口村西端より西一口に掛る橋があり、西一口、中嶋、坊之池、嶋田を経て下津屋、または坊之池、封戸（封殿）へ出る宇治道から封戸の渡へ出ることもできる。がこの道は外堤築堤前は、相嶋から中嶋経由を取る外なかったであろう。あるいは、相嶋から森村を経て

市田、佐古、佐山、上津屋へ出る道もある。

当時、山城の農村商人はもちろん、河内、摂津他近隣諸国の新儀商人たちは、官道筋の淀関や木幡関をさけて京都入り（京上り）を策するとすれば、峠道・間道を利用して、山城の田辺や大住、八幡に入り、次いで封戸、下津屋、上津屋の渡を經由して一口に達したであろう。

『山城名勝志』の一口の項に「是ヨリ三栖へ舟渡アリ、……淀一口ノ要害トハ三栖芹川鳥羽等ノ通路ナルベシ」と、また『拾遺都名所図絵』¹⁰⁴⁾は「此所いにしへは河内あるいは津の国より宇治に至る順路なり」、『山州名跡志』¹⁰⁵⁾には、「凡ソ一口ニ到ルハ、從河内津国宇治ニ向フ順路也。直ニ入京師時ハ、伏見ノ渡、或ハ鳥羽ニ趣ク也」とあって、湖南の山城地域から京上りをする人たちが、ここ一口津を利用したことが知られる。それにもかかわらず、地方史資料に何1つ伝えられるものがなく、土地の古老も、往時の旅商人のこと、その道筋さえ伝え聞くものがない。¹⁰⁶⁾

次に伏見津は、『吾妻鏡』承久3年（1221）に初見という。伏見津は室町後半期以降、上洛下向の際度々利用されているが、京都の歴史（以下京都市史）では、伏見津を伏見九ヶ村の1つ船戸村の柿ノ木浜と指定している。確かに、ここ柿ノ木浜を伏見津と見てよい例を上げることができる。それは連歌師宗長がその手記、大永6年（1526）5月の条に、「伏見津田聚情軒

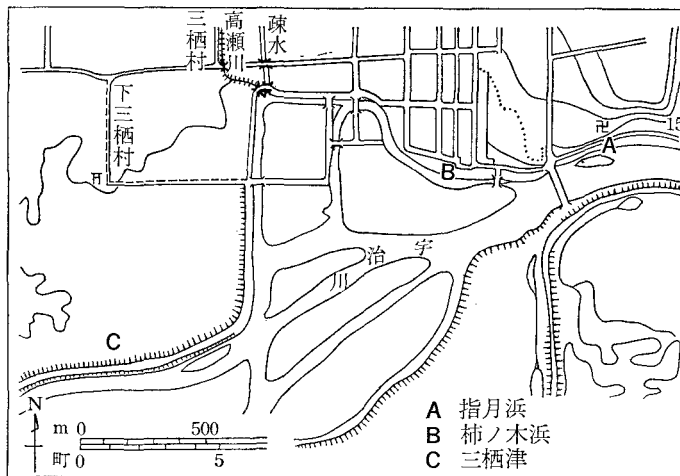


図3 伏見津周辺の図

一宿、桑風呂腰痛養生、……明る日聚情軒同道、宇治の川船さしのはせ、橋のもとより下りて東雲軒。当国奉行¹⁰⁹⁾二三献ありて橋をわたりて薪へまかりくたる」と述べている。この文脈によれば、聚情軒は伏見沢田に面した湯治旅館で、図3 B点(図4イ点)付近にあったと見られる。宗長はここに一宿湯治し、翌日浜のたもとの東雲軒で少憩、その間に宇治船をこの浜に廻漕させ、橋を渡って上船したと理解される。イ点は、地形図上の標高15メートル線上を走る竹田道に通じる船戸道(仮称、伏見津道と云うべきか)に面すると見られる。

宗長上船の柿ノ木浜の景観を断面図で示したが、浜は今日の伏見両替町1丁目突当りの西100メートルばかりのところ、柿ノ木浜町がある。古老の話では、明治期までは川沿いに家がなく、疎水(七瀬川)が道路沿いに川幅も現在より広く流れ、対岸の島まで長い橋がかかっていたという。宗長の手記とほぼ同じ状況であるが、明治22年の仮製地形図には柿ノ木浜町から対岸の島への橋は架けられていない。あるとすれば、平戸橋か弁天橋であり、柿ノ木浜に遠く、問題が残る。

ところで、一般に伏見津と称されながら、指月浜を指している場合がある。『山州名跡志』¹¹⁰⁾は、指月とは「云橋北至東二町余内。……地=在月橋院、此院ノ後丘ノ上、北方二町許=通東西街アリ。是ヲ号立売、指月ハ此街ヨリ南、東

西三町許ノ惣名也」と記している。ここ指月の地に、南北朝末期、伏見家初代の栄仁親王が大通院指月庵を創設されてより、この地域を指月と称する。指月庵は文明10年の頃には朽ち果て¹¹¹⁾廃墟と化したので、文明12年(1480)、後土御門天皇が父後花園天皇の菩提を弔うため、般舟三昧院(略して般舟院)を建てられた。さらに文禄2年(1593)、伏見城築城のため、般舟院は京都千本に移され、後、慶長4年(1599)、その跡地に今日の月橋院が建てられた。指月浜はこの指月庵の前庭に続く浜にして、四月観賞の般舟に至便の土地であった。

指月庵時代、足利将軍が春日神社参詣の帰途、宇治から指月浜に上陸、ここで休憩されたこともある¹¹²⁾。文明10年(1478)、指月庵跡御一見の例もある。般舟院時代の指月浜利用の例を上げよう。

大永4年(1524)4月、三条実隆公は高野詣をされている。高野山道の記に、「般舟院にしばらくやすみて、……此の津より船出」とある。が、同じ内容の『高野詣眞銘記』は、「已剋着伏見、行小膳乗舟」と記している。両文を合わせて解釈すると、公は常日頃般舟院の幸怡房の来訪を受け、荘園領三栖・淀魚市のことに關していろいろ面倒を煩わしており、その礼をかねて院に立ちより、併せて「小膳」軽く昼食をとってから、この津より船出したと見られる。「この津より船出」したという「この津」は文脈の上から指月浜を指していると思われるが、当時すでに指月浜も伏見津と呼ばれ始めていたのであろう。果して、公はどの浜から上船されたのだろうか。私は指月浜より上船と見たい。

指月浜は図3のA点に当る。般舟院は今日の月橋院と同じ場所にあったと即断してはならないが、『山州名跡志』に記す通り、その背後に指月の森が茂り、その一面に台地がつづく。そこに立って木立の間からかきみる前景は、指月(四月)にふさわしい。般舟院は今日の月橋院、またはその近辺にあったと見てよい。そこで、般舟院からそれぞれの浜までの距離および道程を比較考量してみると、指月浜は般舟院の

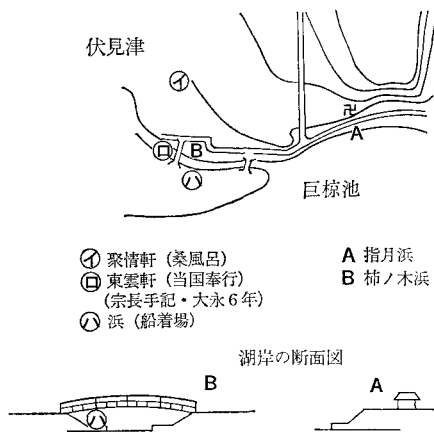


図4 伏見津(柿ノ木浜)細図

前庭に続く浜で、精々1町ばかりである。が、柿ノ木浜は院を出て湖岸道を少くとも10町はあり、いわゆる伏見沢田道を曲折してゆかねばならない。さらに、記によれば、「般舟院にしはらくやすみて、船乃事などもよほしおほせて」いる。すなわち、船を浜に廻送させたことが知られる。雑事記によれば、宇治船を廻送させている例もあり、ここ指月浜の方が浜条件が良かったのであろう。

指月浜は指月庵時代より、四月^{シグツ}（天の月、川の月、池の月、杯の月）を觀賞される貴頭のため、般舟（般遊）の棧が特設され、上下船に便利よく施設が整っていたものと思われる。また、浜としての条件が柿ノ木浜に較べて、より秀れた点もあったためであろう。伏見城築城の際、ここ指月浜が専用の荷上浜として接收され、般舟院の移転をも強行されたと伝える。かかる理由（状況判断）から、公が上船された浜を指月浜としたい。山科言継卿が、前述の奈良下向のさい、「伏見上船」の浜もまた、この指月浜と見てよいのではないかと思う。

一概に伏見津と云っても、中世前半期には、伏見沢田の津柿ノ木浜がそれを代表するものであったろうが、後半期、指月庵創設以後、指月浜が有力な浜として、むしろ伏見津の代名詞として利用されたのではないかと思う。この2つの浜は、それを利用する人々の用先、用件、さらには天候等によって随時、いずれかの浜を利用したと云うべく、伏見津を柿ノ木浜に限定すべきではないと考える。当時、新儀商人や農村商人たちは、ここ伏見津（指月浜）に上陸すれば、既に述べた伏見道や竹田道を経て、容易に京上りの目的を果し、淀関や木幡関および東寺の札改役所をさけることもできた筈である。

以上、巨椋池を舞台とする南北交通の要衝、一口津および伏見津を検証したのであるが、室町期後半以降抬頭してきた新儀商人や農村商人を含む庶民は、中でも特定の権門寺社に隷属しない庶民は、無主無縁の原理を自らのものとして、自覚的に彼ら自身の行動を選択し始め、自然の要害たる巨椋池や峠道を積極的に利用した

であろう。しかも、彼らの行く所いづこも、網野教授が述べておられる通り、「無縁・公界・¹¹⁵⁾楽に住む人々は、自由通行権を保障され」、各地の自治都市や楽市場に出入りしたのであろう。これが結果として、はじめに触れた札狩り争論を長期化させ、複雑なものにしたのではなからうか。大永5年（1525）、「右京大夫（高国）口入三ヶ条」¹¹⁶⁾が実隆公記に記されている。札狩りについて直接言及していないが、両家の争論に時の山城守護細川高国が新関に注文をつけている点は、札狩りや関銭徴収に対する世相の反映であろうと思う。と共に、庶民の実利的にして合理的な行動力に対して、旧い伝統や権威、権力だけでは抑止しえないもの、すなわち、「商人道の故実に求めつつ、それが私有の論理を軸として動き、私有の論理による秩序の確立をめざす」¹⁰⁷⁾庶民の力は無視しえないものに充実しつつあったと云える。かくて、当時勃興してきた新儀商人、殊に大和、河内、摂津はもちろん山城の農村商人たちは、はじめにも述べたように、もろもろの間道をわが家の庭の如く利用し、「商人道」に徹して自在奔放に裏街道を進み、新しい論理と秩序を求めて、何ものにも恐れず積極的に行動し、名もなき小径を逞しく往来したのであろう。

結 び

中世荘園制崩壊寸前の社会状況の中で、当地京都府久世郡は日本の社会経済史の上で盲点とされてきた。例えば、山城国一揆における久世郡の山城国36人衆、あるいは16人衆（雑事記）の相当人物および行動などなければ、かの宇治平等院における「山城国人集会」など成り立たない筈である。そこで筆者は、この観点から、久世郡に焦点を合わせて、庶民の生活（生産を含む）や行動の原理・体制などを明らかにしたいと考えていたのであるが、当地には、^{ジカタ}地方史料が乏しく、不本意ながら実隆公記および大乗院寺社雑事記を中心に、アプローチを試みたものである。結果的には初期の目的を達しえなかったばかりか、精緻性を欠くことになった。

今後、またの機会に稿を改めてその不足を補うとともに、誤りを正したいと考えている。先輩・先学の諸彦の厳正な御批判と御叱正を切に願って止まない。

〔注〕

- 1) 『実隆公記』(統群書類従完成会, 1958) 文明18年4月19日条。
- 2) 同, 明応8年6月13日条。
- 3) 『日本民衆の歴史 巻2』三省堂, 1975, 70頁。
- 4) 古島敏雄『日本農業技術史 上巻』時潮社, 1947, 191~192頁。
- 5) 「庭訓往来」(『統群書類従』361巻), 1133頁。
- 6) 「建武式目」(『群書類従』401巻) 33頁。
- 7) 太平記巻33「公家武家栄枯易地事」(『日本古典文学大系36』岩波書店, 1962) 252頁。
- 8) 前掲3), 巻2, 207頁。
- 9) 同, 巻2, 184~185頁。
- 10) 前掲4) 194~214頁。
- 11) 宝月圭吾, 『中世灌漑史の研究』目黒書店, 1951, 73~80頁。
- 12) 同, 67頁。
- 13) 『宇治市史 巻2』宇治市役所, 1974, 489頁。
- 14) 「尺素往来」(『群書類従』141巻) 514~515頁。
- 15) 前掲3) 巻2, 261頁, 「大乘院日記目録」
- 16) 同, 260~262頁。
- 17) 『大乘院寺社雑事記』(以下雑事記) 三教書院, 1931, 長禄2年10月20日条。
- 18) 前掲3) 巻2, 190頁。
- 19) 同, 巻2, 492頁。
- 20) 半濟一揆, (前掲1, 文明15年8月19日条), 中分(同, 大永5年9月20日条, 「塔森事可中分之由」)。
- 21) 貢租未進(前掲1, 文明9年12月10日条)「就中天下事更以目出度子細無之, 於近国者, 近江, 三乃, 尾張, 遠江, 三川, 飛彈, 能登, 加賀, 越前, 大和, 河内等, 此等ハ悉以不応御下知, 年貢等一向不進上国共也。サテ公方御下知国々ハ幡磨, 備前, 美作, 備中, 備後, 伊賀, 淡路四国等也。一切不応御不知, 守護躰於則躰者御下知畏入之申入。遵行等難成之, 守護以下在国物中々不能承引事共也。仍日本国ハ悉以不応御下知也。」
- 22) 前掲1) 大永6年2月22日条「空手帰, 言語道断」, 同4月26日条「又空手上洛」, 同5月6日

条「称他行曰, 空手帰了」。

- 23) 前掲1) 大永7年8月3日条「東金一両洁却, 一朱不足云々。仍貳貫九百四文云々。当時, 代三貫百也。」
- 24) 前掲13) 巻2, 447~448頁。
- 25) 前掲17) 文明17年7月11日条, 「自京都御返事共到来, 山城路次関以下事徳力申上分, 木津渡, 狛橋賃, 與次郎関申出之, 伊賀衆関, 郡公事申出之, 之宇治橋賃, 法性寺関^{申出之, 内裏御料所云々}希代不思議事也, 京都近所如此任雅意, 以外事也。」同, 明応4年1月28日条「凡関料等事可下行用意也。人別五銭, 新関五ヶ所在之, 希有事也。此外宇治橋, 木津渡事ハ無相違仰遣了。」
- 26) 前掲17) 文明12年2月20日条, 「新関共被立之, 自坂本通路難儀, 七口可止云々, 珍事御成敗也云々。」, 同年9月16日条, 「京都通路一向不叶云々。土民共七口之関事可被止之由訴訟申放云々。……然而又号七口関事土民蜂起歟。此関事も号为内裏御修理被立之, 莫太之公用雖被納之, 於修理者有名無実也。一向御台之御物=被成之, 上下甲乙人迷惑珍事関也。」
- 27) 前掲5) 1133頁。
- 28) 前掲14) 516頁「京中有徳者」。前掲17) 康正3年2月25日条「東西御堂夜莊殿頭可相催之, 仍有徳仁可注進之由, 莊殿行事, ……則注進之, 地下分也。」と, つづいて地下分の有徳仁の名前と住所を記している。
- 29) 前掲14) 519頁, 「障子者彩色四季之倭畫。招絵所令図之。」「都官之真筆者不可劣於唐人候。」
- 30) 前掲13) 巻2, 432頁, 「応永10年東寺百合文書」「謹請申, 南大門前一服一銭茶売人条々」
- 31) 『京都の歴史 巻3』学芸書林, 1968, 218~219頁。
- 32) 前掲17) 文明19年4月15日条「菅笠座名主事, 当門跡方因幡持之。」「当門跡方毎年六百文年貢也云々。此笠売ハ河州者也。……惣而」以下本文。
- 33) 同, 明応6年3月21日条「当国中管笠売買事, 両門跡成敗也。」「返事, 近日事一山無力之間, 成敗事難成云々。自一乘院」以下本文。
- 34) 前掲31) 巻3, 265頁「室町時代は, ときには拝金思想が見られるほど, 金銭の流通が盛んとなった時代であった」。
- 35) 前掲17) 文明15年1月24日条「永享5年唐船ハ六艘也」「一物ニテ十倍廿倍ニ成事モ在之, 一

- 物ハ一向ニ不立用シテアル物モアリ、能々学(覚)悟事也云々。」
- 36) 前掲 31) 卷3, 226頁「それが堂々と流通し、すこし値打がおちるが、貨幣の役割を果たしたのはこの時代の特徴といえよう。」
- 37) 前掲 14) 505~506頁。
- 38) 『毛吹草 卷第4』岩波文庫, 1943, 157~187頁。
- 39) 朝尾直弘, 「十七世紀における産業構造の特質」(日本史研究56号) 59~70頁。
- 40) 前掲 17) 明応3年12月30日条「乙木座ハ簾篇座衆数十人在之, 三座, 本座, 新座, 孫座, 近日無人数也。仍門跡方公事一向如無」, 前掲 31)
- 41) 前掲 17) 「近来号売手座, ……押落取之」(年月日を失念)
- 42) 前掲 31) 卷3, 521頁, 「先新ヲ遣テ自乙木取之, 仍乙木篇手数十人在之」, 同520頁「この時期, 農村の手工業生産は, 農民の農間副業としてようやく盛となり, このような形で問屋に支配されていくのである」。
- 43) 前掲 40)
- 44) 前掲 39) 68~69頁。
- 45) 前掲 17) 明応6年3月21日条「田舎座売之之由」
- 46) 前掲 17) 明応5年10月26日条「塩座問屋, 申木津座違乱事, 巨細一乗家ニ申遣之。衆中同披露之。問屋共当門跡座衆也。木津座シタミ同当門跡正願院座在之。惣木津ハ一乗院御成敗地也。」, 同, 明応7年閏10月9日条, 「就塩座事, 木津座違乱事在之。先年就衆中自両門跡披露, 及成敗之処, 悪行以外次第也。
奈良中塩座者
一分塩駄売買立野以下馬共入奈良, 一疋別公事馬口銭進上, 自駄屋取進之。
一分自駄屋方々ニ下之, 其衆又毎月百文分塩上之。
一分木津者号木津屋, 以船取寄, 塩フリ売ニ奈良中売之。
以上当門跡分, 一乗院公事可有之。如此各別ニ自昔代敷其役之処, 駄塩以下一切, 自木津可自尊之由申之。於所々駄塩落取之。仍両門産衆等敷申入。」
- 47) 前掲 17) 文明19年3月2日条「奈良綾一面, 糸二百目代 二貫五百也, ……唐糸一斤(二百五十目)代三貫也」と記されている。これにより算出した数値である。
- 48) 前掲 17) 明応5年4月28日条。
- 49) 林正次郎「淀町人考」(藤岡謙二郎監修 『琵琶湖・淀川・大和川』大明堂, 1983) 115~118頁。
- 50) 『山城淀下津町記録』(京都大学文学部蔵)「淀由縁」項69枚目, 「寛元年中ノ海道も定まり, 小橋も掛り町並出来し也」
- 51) 網野善彦『無縁・公界・楽』平凡社, 1978, 195~196頁。
- 52) 前掲 17) 長禄2年10月20日条「近来於山城狛テ, 山立事外増了, 去月東大寺西室之荷共取之」, 同3年12月28日条「京都ヨリ色々召下処, 路次ニ山立近日増云々。仍御童子力者, 候人, 中間御領内郷民ニ至宇治テ召仕之, 各罷向了。」
- 53) 『巨椋池干拓誌』(以下干拓誌)(巨椋池土地改良区, 1962) 199~200頁。
- 54) 「石清水臨幸記」(『群書類従』43巻) 667頁, 「建久・寛元等例也」
- 55) 岸本史明『平安京地誌』講談社, 1974, 343頁。
- 56) 「高野御幸記」(『群書類従』42巻) 651頁。
- 57) 前掲 53) 98頁「下三栖槽野鶴之助所蔵の宝永二年下三栖村図」
- 58) 前掲 53) 99頁「いまは畦畔の小径に過ぎないが大和街道の名を遺している。大和街道は葎島を渡りさらに一口に行く道順の一部であったと伝える。」
- 59) 前掲 53) 199~200頁。
- 60) 同 300頁, 「平安遷都以降になると, 盆地内部の開発が急速に行われた結果, ……交通路が発達した。」
- 61) 大谷武市氏, 京都府八幡市上津屋在住。
- 62) 京上り道は大和街道を意味し, 大乗院門跡尋常は時に山城道とよんでいる。前掲 17) 文明17年10月19日条「京上道之次第, 自南至北次第ハ……」沿道地名をあげている。
- 63) 前掲 17) 文正2年1月5日条「山城道難儀之間, 伊賀越ニテ上落云々」, 同, 寛正4年2月25日条「自木津至伏見船召之」同, 康正3年6月28日条「泉木津ヨリ淀マデ船」
- 64) 雑事記の記すところでは, 応仁2年「二条殿より車到来」, 長享2年「東山殿御庭木進上之」の場合, 鳥羽・木津間を船を利用されている。
- 65) 前掲 13) 卷2, 180頁。
- 66) 前掲 17) 明応5年5月30日条。

- 67) 同, 寛正3年1月18日条「……役也, 為祈禱令八幡役神, 自西下剋出門, 自木津……」
- 68) 同, 文明19年2月18日条。
- 69) 同, 寛正4年2月25日条。
- 70) 同, 長祿2年3月16日条。
- 71) 「吉野詣記」(称名院右府公条公) (『群書類従』338巻, 紀行部12) 723~737頁。
- 72) 前掲 17) 寛正3年12月8日条「今日行烈, ……六条南行, 於藤森社各被改装束, 自木津又被著各装束了。自藤森至木津若宮板輿也。菜嶋日中御後見沙汰也。」
- 73) 『史料総覧』(東京大学編纂所, 1933 初版, 平文社, 1965, 覆刻) 文明10年1月10日条(尋尊大僧正記)「土御門内裏ヲ修理セントシ, 京都七口ニ新関ヲ設ク」
- 74) 前掲 13) 巻2, 565~566頁「伏見城下町の町割は, 城郭の建設が一段落を見た文祿三年の暮れごろから, ……京町……引続き両替町(十五町目まで)が作られ, ……。要するに京都に続く街道=京町通を軸に展開した地区」
- 75) 山本真嗣『京都伏見歴史紀行』(山川出版社, 1983) 66頁「慶長8年(1603), ……家康は……再び旧地にかえし, 慶長10年家康寄進の本殿完成」
- 76) 『山城名勝志』(新修京都叢書, 第14巻) 臨川書店, 1971, 452頁。
- 77) 前掲 13) 巻1, 336~338頁。
- 78) 同, 巻2, 80~82頁。
- 79) 同, 巻2, 318頁(報徳記)「俄ニ風氣ノ子細アツテ今日参ズル事不叶候」
- 80) 前掲 53) 307頁「この二村(御牧郷, 佐山村<筆者>)は東西両古集落発展の最先端に位するものと考えられる。」
- 81) 前掲 17) 文明15年4月30日条「路次難儀之間色々経閑道云々」
- 82) 同, 文正1年11月14日条「前殿御上洛, ……高山越ニ御上洛, 自京都御迎衆可参向尊恵(死)寺号畑寺之旨, ……仍此方御供衆并馬, 輿昇等ハ自尊恵寺可罷帰分也。依土民蜂起如此。自八幡越御上洛。」
- 83) 「延喜式」(『国史大系 第26巻』吉川弘文館, 1932) 667頁。
- 84) 前掲 17) 延徳2年3月5日条。
- 85) 山城淀下津町記録「天神のづし……今は底にある由」。また, 京都府紀伊郡納所町沿革取調書(京都大学文学部蔵), 11枚目, 水垂村項, 「相撲辻…出太平記, 淀姫社ノ南ニ有之, 亡滅ノ地ナリ, 其ノ故ハ淀城造営ノ時, 地ヲ断テ為河, 河ヲ埋テ為陸也。」以下, 禿ケ辻, 扇ケ崎, 楊子島「是又亡滅地也。」また, 「古河中ニアリ」と記す。
- 86) 前掲 17) 文明14年6月7日条。
- 87) 同, 文明17年閏3月18日条。
- 88) 同, 延徳2年3月5日条。
- 89) 京都市都市計画図「淀」1:3,000, (京都市土木局都市計画課, 1936)
- 90) 前掲 49) 109頁。
- 91) 湖南の要津一口津のほか, 注66) に示した「市タニ廻リテ」という「市田村」も, 土地の古老西嶋為八氏によれば, 昔は市田も伏見へ船渡しがあったという。
- 92) 山田賀胤氏, 京都府久世郡久御山町宇東一口在住。
- 93) 「元和9年亥閏8月改嶋之内名寄高」(『淀下津町記録』, 64枚目)によれば, 新城築城前の嶋ノ内3ヶ町は, 池上, 下津, 魚ノ市であった。その後, 寛永14・15年の「川違い」と俗称される淀城完成によって, 新町が内3ヶ町に加えられる。
- 94) 山田智存氏, 安養寺住職, 東一口在住。
- 95) 山田智存, 「弥次次郎」(安養寺, 1973) 33頁。
- 96) 前掲 53) 220頁「過書屋二十石船由緒書」
- 97) 前掲 13) 巻2, 22頁。
- 98) 「証文之事」(山田賀胤氏所蔵絵図, 元禄9丙子年2月), 「西一口村横手堤式ツ樋之義ハ……」。この樋の大きさは「敷1間, 上口3間, 橋幅3間, 高2間」と記されている。
- 99) 絵図名なし(山田賀胤氏所蔵, 年不詳)「此朱引水際迄原高老間半此間ニ為浪防キ柳立の竹植申度願」「此朱引堤長四百三拾間」。
- 100) 前掲 17) 応仁1年6月8日条。
- 101) 「東一口村, 地所絵図」(山田賀胤氏所蔵。天保3辰年9月)東橋, 西橋の2つが書かれている。
- 102) 前掲 17) 明応3年12月30日条。
- 103) 注 76)
- 104) 『拾遺部名所図会』(新修京都叢書, 第7巻) 臨川書院, 1967, 一口項, 475頁。
- 105) 『山州名跡志』(新修京都叢書, 第16巻) 臨川書院, 1969, 16頁。
- 106) 「吾妻鏡」(『新訂増補国史体系 第32巻』吉川弘文館, 1932) 承久3年6月14日条「芝田橋六兼

- 義、……受命為渡宇治川伏見津瀬駈行」
- 107) 前掲 31) 卷 4, 340頁。
- 108) 宗長手記(『群書類従』326巻) 298～299頁。
- 109) 古老、聞き取りの際、氏名記入もれ、京都市伏見区両替町在住という。この老人の対岸の島、弾正島というのには、明治22年仮製地形図には、柿ノ木浜町から対岸の島への橋はかかれていない。京橋の近く弁天橋である。これは柿ノ木浜から遠く離れることになる。
- 110) 注 105) 8頁。
- 111) 指月庵は応永8年失火により灰燼、その後応永16年再建された(京都市史 巻3, 56頁)が、文明10年の頃には廢墟と化したと見られる。
- 前掲 17) 文明10年5月5日条「權中納言被来、
- ……三日夜ハ木津天神ニ御一宿、昨朝還御。伏見指月庵跡御一見云々。」
- 112) 前掲 75) 86頁。
- 113) 「高野山道の記」(実隆公記補遺 巻10) 308～320頁、「高野詣真銘記」(同補遺) 304～307頁。
- 114) 前掲 1) 明応7年3月5日条「遣書状於船舟院、魚市事有申遣旨、及晚玉泉子息携樽来。」また同、大永8年閏9月19日条「船舟院幸怡房来、三栖事終押領事注進、無興千万也。」
- 115) 前掲 51) 118頁。
- 116) 前掲 1) 大永5年9月21日条「西園寺使者案主筑後、右京大夫^(高國)口入三ヶ条書之。」
- 117) 前掲 51) 123頁。

Traffic Routes around Yodo (Including Lake Ogura) in
the Late Mediaeval Period (Before 1594)

Shojiro Hayashi

Since the Bunmei era (1469-87), with the decay of the mediaeval manor economy, and with the development of commercial activities in the capital (Kyoto), the traffic routes connecting with Kyoto increased in importance. This was especially the case where the traffics between Kyoto and Nara were concerned. Hence, rather than the ancient roads running east and west, the routes via Lake Ogura came to be intensively used. Under these circumstances, Misu and Fushimi on the northern shore and Imoarai on the southern shore of Ogura became important as ports. In this paper, the author analyses the process of development and focusses on the spatial dimensions of the behaviour of newly emerging classes, including that of the village merchants, which were free from the mediaeval social order and were showing signs of developing an Early Modern type of autonomy. Some problems remain unclarified due to the lack of historical sources.